就学援助に関する事務であって規則で定めるもの

個人情報保護委員会規則第３条第１項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	大船渡市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1（2）　：知事等（教育委員会）が行う就学援助に関する事務（小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。）

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	123	
③利用特定個人情報提供省令第２条の表の項	151	
④番号法第９条第２項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大船渡市条例第30号）別表第１　第６の項 就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第１条	大船渡市児童生徒就学援助事業実施要綱（平成17年教育委員会告示第１号）第１条
⑥事務の趣旨又は目的	高等学校等の（生徒等）がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る（経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する）。	経済的理由によって義務教育を受けることが困難な（学齢児童又は学齢生徒）の保護者に対して、市が就学に（必要な経費の援助を行い、もって義務教育の円滑な実施に資する）。
⑦独自利用事務の関連規範		大船渡市児童生徒就学援助事業実施要綱（平成17年教育委員会告示第１号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号	大船渡市児童生徒就学援助事業実施要綱第４
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	大船渡市児童生徒就学援助事業実施要綱第４の規定による就学援助の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ｲ	大船渡市児童生徒就学援助事業実施要綱第２第１号
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める利用特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報

利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ﾊ	大船渡市児童生徒就学援助事業実施要綱第２第２号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	

届出情報

独自利用事務の対象者	就学援助費支給対象児童生徒及びその保護者
番号法第９条第２項の条例に規定した日	2025年12月23日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	
保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	

Copyright © 2021 Personal Infomation Protection Commission, Govemment of Japan All Rights Reserved.